

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（633））

2. 日時：平成30年1月31日 16時50分～17時30分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、角谷安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他3名

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の新規制基準適合性審査に係る設置許可基準規則第43条関係の審査対応体制の変更について説明があり、原子力規制庁から主に以下の指摘を行った。

- 審査が継続している中での体制変更となるため、規制庁からの指摘に対して未回答のものについて、確実に回答するよう適切に対応すること。
- 第43条は重大事故等対処設備に対する基本的な方針を示すためのものであるため、各条文等における方針と第43条の方針に齟齬が生じていないか、事業者内での検討段階からよく確認すること。
- 東海第二は、「自然現象として考慮する津波には敷地に遡上する津波が含まれる」、「本来の用途以外の用途として系統を切り替えて使用する設備がない」等、他のプラントとは異なる方針が第43条に記載されているが、それらの方針が後段の工事計画認可申請書に反映されていないため、特に他のプラントとは異なるものについては事業者内で工事計画の担当者に確実に引き継ぐこと。

（2）日本原子力発電株式会社から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・なし